

プラスチック・ペットボトル中間処理方法の諮問について

前審議会（令和 3 年 6 月開催第 5 回審議会）において、次回の審議会にプラスチック・ペットボトル中間処理方法についてを諮問させていただく予定と説明いたしましたが、以下の理由により、「プラスチック・ペットボトル中間処理方法」についてを単独で諮問するのではなく、今回の審議会への諮問事項である「第 6 次和光市一般廃棄物処理基本計画の策定」の中で、当審議会において関連事項としてご審議いただきたいと考えております。

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和 3 年 6 月に公布され、公布から 1 年以内に施行されることが正式に決定したため、その動向を注視していく必要があること。
- ② 処理先や保管方法等の詳細について関係者と協議検討を行っている状況であり、現時点で正確な情報をお示しすることができないこと。
- ③ 当初、令和 4 年度からプラスチック・ペットボトルの中間処理に必要な施設を整備するため令和 3 年度中にその中間処理方法を単独に諮問することを予定していたが、①②のことから、施設整備の時期を令和 5 年度に変更したため令和 3 年度中に単独にして諮問する必要がなくなったこと。
- ④ プラスチック・ペットボトルの中間処理方法については、第 6 次和光市一般廃棄物処理基本計画の中で定める事項の一つであるため、計画策定についての諮問の中で関連事項として、進捗状況を示していき、審議会のご意見を参考にしながら、施設整備を進めていきたいため。

現時点でのプラスチック・ペットボトルの中間処理方法検討（現状報告）を資料 6 としてまとめましたのでご確認をお願いします。

なお、「第 6 次和光市一般廃棄物処理基本計画の策定について」は資料 7 のとおり諮問させていただきます。